第十七条第一項の表第三十五条の項の次に次のように加える。

第三十六条	第十一条の五	第十一条の三十二

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十九号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第十九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第九十四条第一項の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金法附則第十九条第四項の規定によりなお効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法第九十四条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

独立行政法人農業者年金基金法附則第十九条第四項の規定によりなお効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法第九十四条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令

独立行政法人農業者年金基金法附則第十九条第四項の規定によりなお効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、農業者年金基金の財務及び会計に関する省令等を廃止する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

農林水産大臣　森山　**裕**

農業者年金基金の財務及び会計に関する省令等を廃止する省令の一部を改正する省令

農業者年金基金の財務及び会計に関する省令等を廃止する省令（平成十五年厚生労働省農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式の表面及び裏面中「、区」の次に「又は総合区」を加える。

附　則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第三号

○農林水産省令第三号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附　則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第三十二号

熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）及び熱供給事業法施行令（昭和四十七年通商産業省令第百四十三号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、熱供給事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

経済産業大臣　林　幹雄

熱供給事業法施行規則の一部を改正する省令

熱供給事業法施行規則（昭和四十七年通商産業省令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「許可」を「登録」に、「第十四条」を「第十条」に、「第十五条―第二十条の二」を「第十一条―第十七条」に、「第二十一条―第三十条」を「第十八条―第二十五条」に、「第三十一条―第三十六条」を「第二十六条―第三十条」に改める。

第一条中「および」を「及び」に改める。

第二章の章名中「許可」を「登録」に改める。

第三条の見出しを「（熱供給事業の登録申請）」に改め、同条中「のとおり」を「に掲げるもの」に改め、同条第一号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

第三条に次の二項を加える。

3　法第四条第一項第七号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号、メールアドレスその他の連絡先

二　その行う熱供給事業以外の事業の概要

4　法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　様式第二の事業計画書

二　法第六条第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

三　様式第三の熱供給事業遂行体制説明書

四　様式第四の苦情等処理体制説明書

五　熱供給事業を営む地域を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図並びに当該地域内の主要な街路及び建物を記載した図面

六　ボイラー、冷凍設備（ヒートポンプを含む。以下同じ。）、熱交換器（他の者から供給される温水等を使用するものに限る。以下同じ。）、温水又は冷水の貯水槽、循環ポンプ及び主要な導管の配置の状況を記載した図面

七　熱供給事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第五の収支見積書

八　熱供給施設の設置の場所の自然条件及び社会環境に関する説明書

九　他から温水等の供給を受ける場合にあつては、当該他の者との契約書の写し

十　申請者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、所要資金の調達方法を記載した書類及び借入金の返済計画を記載した書類

十一　申請者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、主たる技術者の履歴書

十二　申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

十三　申請者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

十四　申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が熱供給事業を営むことについての議決に係る会議録の写し

第四条から第十条までを次のように改める。

（登録基準）

第四条　法第六条第一項第四号の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　債務超過の状態にないこと。

二　熱供給事業を適正かつ確実に遂行するために必要な資金を確保する見込みがあること。

三　熱供給施設の適切な維持及び運用に必要な技術者を確保していることその他の熱供給施設の工事、維持及び運用に関する保安の体制が適正であり、公共の安全を確保することができる見込みがあること。